

令和4年12月21日

神奈川県県土整備局長  
大島 伸生 様

神奈川県県土整備局公共事業評価委員会  
委員長 家田 仁

## 令和4年度神奈川県県土整備局公共事業評価に係る意見について

### 1 委員会の審議経過

神奈川県県土整備局公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）は、令和4年度評価対象の新規事業評価1事業、再評価10事業及び事後評価6事業について、次のとおり審議を行った。

- 第1回委員会開催 8月18日 再評価事業の審議（道路、河川、下水道分野 計9事業）
- 第2回委員会開催 8月29日 再評価事業の審議（砂防分野 1事業）  
事後評価事業の審議（急傾斜地、道路分野 計6事業）
- 第3回委員会開催 10月25日 現地調査（再評価・事後評価）
- 第4回委員会開催 11月8日 新規事業評価事業の審議（道路分野 1事業）  
総括審議（再評価・事後評価）
- 第5回委員会開催 11月23日 現地調査（新規事業評価）
- 第6回委員会開催 12月21日 総括審議（新規事業評価）

### 2 委員会の審議結果

#### (1) 新規事業評価事業の審議結果（別表1）

新規事業評価を行った1事業について、新規事業として着手することは適当である。

事業区間の近傍には、自然豊かな小網代の森があり、自然環境の保全・再生や優れた景観の形成に十分な配慮が必要であることから、事業実施にあたっては、これらに十分留意の上、各分野の専門家に幅広く意見を伺い、地元住民等の理解と協力をいただきながら、取り組んでいくことを期待する。

#### (2) 再評価事業の審議結果（別表2）

再評価を行った10事業については、いずれも「継続」することが適当である。

#### (3) 事後評価事業の審議結果（別表3）

事後評価を行った6事業のうち、道路事業については、相応の事業効果が発現していることが確認された。また、災害の防止・減少に重点を置いた急傾斜地事業については、現時点までの豪雨等に対して効果が発揮されていることが確認された。

このため、現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価作業を行う必要は認められない。

### 3 その他の意見

#### (1) 新規事業評価について

初めての新規事業評価であり、適切な判断ができるように、費用対効果等の書面での確認だけでなく、本事業に特化した現地調査を行うとともに、各種地元団体等との事前協議の状況を把握するなど、3回の審議を重ね、事業に着手することが適当であるとの結論に至った。

新規事業にあたっては、このように幅広い見地から、現地の実情を踏まえた審議を行ったことは、有意義な経験であったと考える。

#### (2) 道路全体の事業効果等について

道路事業は、事業の効率性や予算の規模等を勘案の上、一定区間毎に分割して整備し、順次、供用していくことが多いが、事業効果は、道路全体が完成したときに最大限発揮される。

道路事業の評価については、一定区間の効果を把握するだけでなく、道路全体が完成した段階での効果を明らかにするなど、事業の必要性を十分に発信していくことを期待する。

また、道路を供用した後も、災害時における通行止めなどの情報が、要配慮者を始めとした多様な人達に行きわたるよう、しっかりと取り組むことを期待する。

#### (3) 歴史や文化を活かした流域治水について

神奈川県には、酒匂川の文命堤のように、日本の治水事業の原点ともいえる歴史的資産が残されており、祭事や教育を通じて、地域の文化として受け継がれているものがある。

流域治水をより効果的な対策へ深化させるためには、このような事例を参考に、治水の歴史や文化を積極的に取り入れながら、地域住民やボランティア団体とも連携することによって、治水事業を推進するとともに、地域の防災意識の向上をさらに図っていくことを大いに期待する。

#### (4) 自然環境のモニタリングについて

道路の事業箇所において希少生物が確認された際に、専門家の意見を聴きながら、その希少生物を元々の生息環境と類似した場所に移転させ、その後もモニタリングを実施している好事例があった。

インフラ整備にあたって、生物の保護や、植生による景観形成といった自然環境の保全に取り組んだ場合は、それらの取組が、その後どのような効果を発現しているのか、継続的にモニタリングを実施していくことを期待する。

別表1 令和4年度 新規事業評価事業の審議結果一覧表

[ 県事業 ]

分野	番号	事業名 [事業箇所]	対応方針案	審議結果
道路	17	都市計画道路西海岸線 街路整備事業 [三浦市三崎町小網代～初声町下宮田]	新規事業評価を行った1事業について、新規事業として着手することは適当である。 事業区間の近傍には、自然豊かな小網代の森があり、自然環境の保全・再生や優れた景観の形成に十分な配慮が必要であることから、事業実施にあたっては、これらに十分留意の上、各分野の専門家に幅広く意見を伺い、地元住民等の理解と協力をいただきながら、取り組んでいく。	対応方針案のとおりとする。

別表2 令和4年度 再評価事業の審議結果一覧表

[ 県事業 ]

分野	番号	事業名 [事業箇所]	再評価の要件(注)	対応方針案	審議結果
道路	1	県道22号横浜伊勢原 道路改良事業 [海老名市本郷～門沢橋一丁目]	①	継続	継続
〃	2	都市計画道路金子開成和田河原線 街路整備事業 [足柄上郡大井町金子～金手]	①		
〃	3	県道410号湘南台大神 道路改良事業 [藤沢市宮原～寒川町宮山]	②		
〃	4	都市計画道路穴部国府津線 (VI期) 街路整備事業 [小田原市府川～蓮正寺]	②		
河川	5	二級河川 境川 (津久井) 河川改修事業 [相模原市緑区川尻地先他]	②		
〃	6	二級河川 酒匂川 河川改修事業 [南足柄市班目地先他]	②		
〃	7	二級河川 引地川 河川改修事業 [藤沢市下土棚地先他]	②		
〃	8	一級河川 永池川 河川改修事業 [海老名市大谷地先他]	②		
下水道	9	酒匂川流域下水道事業 [小田原市西酒匂他]	②		
砂防	10	早雲山地区 地すべり対策事業 [足柄下郡箱根町強羅]	②		

(注) ①は、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業

②は、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業

別表3 令和4年度 事後評価事業の審議結果一覧表  
[ 県事業 ]

分野	番号	事業名 [事業箇所]	事後評価 の要件(注)	対応方針案	審議結果
急傾 斜地	11	板橋B地区 急傾斜地崩壊対策事業 [小田原市板橋]	②	事後評価を行った6事業のうち、道路事業については、相応の事業効果が発現していることが確認された。また、災害の防止・減少に重点を置いた急傾斜地事業については、現時点までの豪雨等に対して効果が発揮されていることが確認された。 このため、現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価作業を行う必要は認められない。	対応方針案のとおりとする。
〃	12	南矢名地区 急傾斜地崩壊対策事業 [秦野市南矢名]	②		
道路	13	都市計画道路久里浜田浦線 街路整備事業 [横須賀市衣笠町～池上5丁目]	①、②		
〃	14	国道129号(戸田交差点) 道路改良事業 [厚木市戸田～酒井]	①、②		
〃	15	県道708号秦野大井 道路改良事業 [足柄上郡大井町篠窪]	①、②		
〃	16	都市計画道路山北開成小田原線 街路整備事業 [足柄上郡開成町牛島～みなみ]	①、②		

(注) ①は、全体事業費が10億円以上の事業  
②は、過去に再評価を実施した事業